平成３０年（フ）第２７号
長崎県佐世保市十郎新町12番15号　十郎原住宅１番館1401号
債務者　柴田　幸代
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
愛知県豊橋市小向町字北小向32番地（Ｄ－101）
債務者　鈴木　薫子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３９号
愛知県豊川市国府町岡本43番地の71
債務者　波多野敦子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３２４号
横浜市保土ケ谷区西久保町54番地　第２高善ビル102
債務者　山崎　幸雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２９号
神奈川県大和市下鶴間428番地１　アメニティーフタツヤＢ203
債務者　關　　義信
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３３号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目74番地24　ドエル小菅Ｃ103
債務者　鬼澤　栄滋
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９号
静岡県浜松市浜北区中瀬2536番地の１
債務者　小畑ヨシ子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
静岡市清水区殿沢１丁目12番27－２号
債務者　岡部　　章
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７６号
静岡市清水区殿沢１丁目12番27－２号
債務者　岡部かおる
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７５号
横浜市鶴見区栄町通１丁目10番地12　高島ハイツ313号室
債務者　上門　弘和
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５８号
横浜市瀬谷区本郷２丁目５番地25　ＭＩＭＯＺＡ　ＨＯＵＳＥ　Ｂ－201
債務者　塚田　順子（旧姓名田部）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２０号
神奈川県藤沢市亀井野3238番地の８　Ｋ善行Ａ201号室
債務者　田村　　優
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０５号
横浜市西区浜松町14番14―601号
債務者　仲宗根加代子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５０号
横浜市金沢区柴町384番地３　ロイヤルハイツ201
債務者　西村　裕幸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４号
愛知県蒲郡市金平町山ノ田25番地４
債務者　木俣　和子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２７９号
北海道上川郡東神楽町７号北１番地、住民票上の住所北海道旭川市西神楽北１条４丁目234番地の139
破産者　佐藤　宏毅
1　主文　当裁判所が平成30年２月13日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道旭川市西神楽北１条４丁目234番地の139」とあるのを「北海道上川郡東神楽町７号北１番地、住民票上の住所北海道旭川市西神楽北１条４丁目234番地の139」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月26日
旭川地方裁判所民事部